

生活習慣病管理料Ⅱ への移行のお知らせ

2024年6月1日から診療報酬が改訂されます。今回の改定では、特定疾患療養管理料の対象疾患から「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」が除外となります。

当院では、「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」の患者さんは、厚生労働省の指針に従い、個々に応じたより専門的・総合的な治療管理をおこなうため、生活習慣病管理料Ⅱへ移行いたします。

▶対象となる方

「糖尿病」「高血圧」「脂質異常症」の患者さん

▶療養計画書の作成

患者さんごとに療養計画書を作成しお渡しします。

そのため、問診のうえ医師等から説明をおこないますので、通常より待ち時間が生じる場合がございます。

初回は、療養計画書へのサインが必要です。

それ以降は、4カ月に1回以上の療養計画書をお渡しします。

生活習慣病の増加等に対する効果的・効率的な疾病管理及び重症化の取り組みのため、治療に係る情報についての療養計画書を用いた説明をおこないます。



▶窓口負担の変更

2024年6月1日より診療報酬改定により窓口負担が変わります。

何卒、ご理解ご協力のほどよろしくお願いいたします。